

伊勢原市企業立地促進条例の ご案内

伊勢原市では、地域経済の持続的発展と市民生活の向上を目的に、指定地域に立地する企業等に対し、固定資産税・都市計画税の軽減及び新規従業員雇用に対する雇用奨励金を交付しています。

指定地域	<p>(1) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく伊勢原都市計画土地区画整理事業伊勢原市東部第二土地区画整理事業の施行地区</p> <p>(2) その他の地域 (1)に規定する区域を除く地域。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として指定された地域を除く。</p>																											
奨励措置要件	<p>(1) 指定地域内に新たに用地を取得又は借り受けて立地していること。</p> <p>(2) 指定地域内に事業所の建物の全部若しくは一部を取得又は借り受けて立地していること。</p> <p>(3) 指定地域内に事業所を増設していること。</p> <p>(4) 平成33年3月31日までに立地していること。</p> <p>(5) 投下資本額が3億円以上（中小企業等：指定地域(1)＝3千万円以上、指定地域(2)＝1億円以上）であること。</p> <p>(6) 納期が到来している国税、都道府県税及び市税を完納していること。</p> <p>(7) 施設及び事業内容が適用を受ける法令等に適合するものであること。ただし、住宅及び風俗営業を除く。</p>																											
奨励措置	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="4" style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">固定資産税等の課税免除及び不均一課税（軽減）</th> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="width: 30%; vertical-align: top;">(1) 東部第二土地区画整理事業地区</td> <td style="width: 30%;">戦略産業</td> <td style="width: 15%;">1～5年目</td> <td rowspan="2" style="width: 25%; text-align: center;">課税免除</td> </tr> <tr> <td>製造業、情報通信業、 学術・開発研究機関</td> <td>1～3年目 4～5年目</td> </tr> <tr> <td>運輸業、卸売業等</td> <td>1～5年目</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">不均一課税 ※1/5に軽減</td> </tr> <tr> <td>(2) その他の地域</td> <td>製造業、情報通信業、 運輸業、卸売業等</td> <td>1～5年目</td> </tr> <tr> <th colspan="4" style="background-color: #0056b3; color: white; text-align: center;">雇用促進奨励金の交付（限度額300万円）</th> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">立地に伴い、市民を新規常用雇用（正社員として1年以上継続雇用）した場合</td> <td colspan="2">5人を超える6人目から</td> <td>1人当たり20万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新規学卒者又は卒業後3年以内の者5人まで</td> <td>1人当たり10万円</td> </tr> </table>	固定資産税等の課税免除及び不均一課税（軽減）				(1) 東部第二土地区画整理事業地区	戦略産業	1～5年目	課税免除	製造業、情報通信業、 学術・開発研究機関	1～3年目 4～5年目	運輸業、卸売業等	1～5年目	不均一課税 ※1/5に軽減	(2) その他の地域	製造業、情報通信業、 運輸業、卸売業等	1～5年目	雇用促進奨励金の交付（限度額300万円）				立地に伴い、市民を新規常用雇用（正社員として1年以上継続雇用）した場合	5人を超える6人目から		1人当たり20万円	新規学卒者又は卒業後3年以内の者5人まで		1人当たり10万円
固定資産税等の課税免除及び不均一課税（軽減）																												
(1) 東部第二土地区画整理事業地区	戦略産業	1～5年目	課税免除																									
	製造業、情報通信業、 学術・開発研究機関	1～3年目 4～5年目																										
	運輸業、卸売業等	1～5年目	不均一課税 ※1/5に軽減																									
(2) その他の地域	製造業、情報通信業、 運輸業、卸売業等	1～5年目																										
雇用促進奨励金の交付（限度額300万円）																												
立地に伴い、市民を新規常用雇用（正社員として1年以上継続雇用）した場合	5人を超える6人目から		1人当たり20万円																									
	新規学卒者又は卒業後3年以内の者5人まで		1人当たり10万円																									
用語解説	<p>○立地 企業が事業所を新設後に操業を開始すること。</p> <p>○投下資本額 立地に向けた用地費、建設費、設備費その他の費用の総額</p> <p>○戦略産業 製造業のうち「ロボット関連産業」及び「医療関連産業」</p>																											